

2025.11.29 第25回いきいきフェスタ

大垣警察市民監視違憲訴訟元原告 近藤ゆり子

—大垣警察市民監視事件とは？—

「もの言う」自由を手放さないために



2024. 9. 13
名古屋高裁前

1. 画期的判決というけれど…何が？

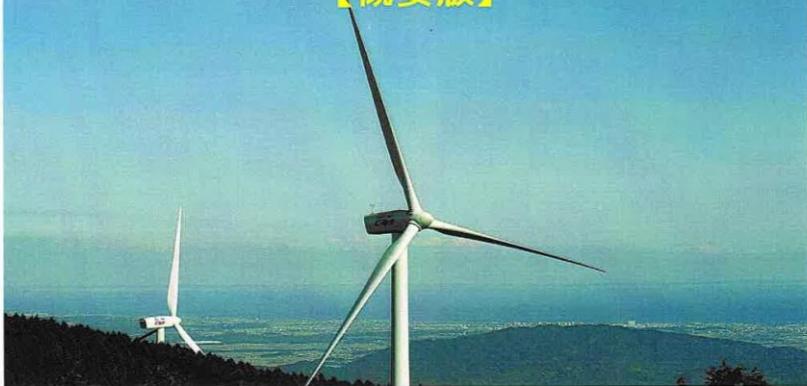
- 国家賠償請求で請求額の満額が認められた
- 警察の情報収集の違法が認められた
(一審では「情報提供」の部分のみ)
- 違法に収集した情報の抹消を命じた
- 市民運動を積極的に評価している
- 詳しい事実認定から「判断」を導く
…「読んで楽しい」判決文



「本件判決は、市民運動に対するシンバシーを隠さない。…市民運動に対する評価の部分は余分な記載である。」「単に、原告らを救済することだけでなく、日常的に市民運動を敵視して、情報収集や介入などを繰り返している警備公安警察のあり方自体に対して警鐘を鳴らすことを意図しているように窺える。ここまで踏み込む判決は極めて珍しい。」(by井戸謙一弁護士)

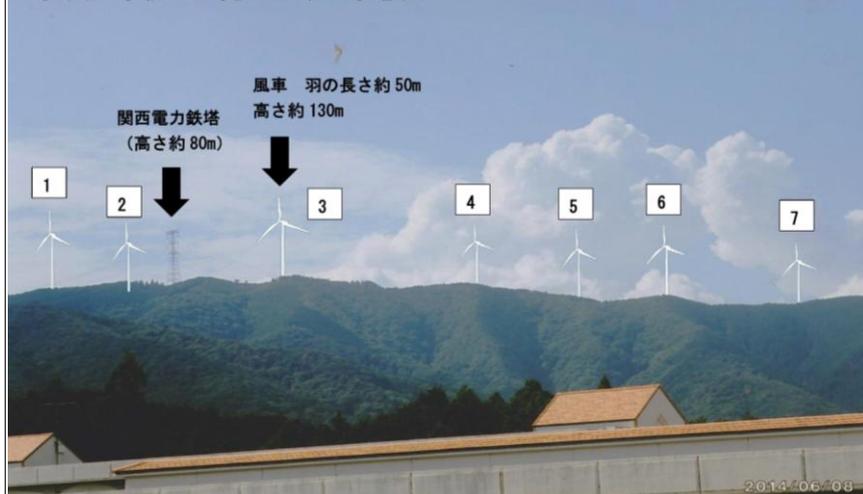
- ・風力発電事業計画があり、住民のそれへの疑問から始まった
- ・シーテック社(中部電力子会社)が、2012年頃から「地元」説明に入る

ウインドパーク南伊吹風力発電事業（仮称）
【概要版】



平成25年3月
株式会社 シーテック

多良小学校から見た風車の予想図



3.「公安警察」とは何か？何をしてきたのか？

スクープへの私(近藤ゆり子)の反応

「よくぞ資料を手に入れてくれた。国賠訴訟で絶対に勝つぞ！公安警察に倍返した！」

…フツーとはいえない

2013年秋に

☆ およそ不偏不党でも公平中正でもない「警察白書」を手にとる機会があった

☆ 「さよなら原発・ぎふ」のメンバーに公安警察の介入や干渉が強く疑われる圧力があつた

2013(H5)年「警察白書」目次

第5章 公安の維持と災害対策

第3節	公安情勢と対策	180
第1項	オウム真理教の動向と対策	180
(1)	オウム真理教の動向	180
(2)	オウム真理教対策の推進	180
第2項	極左暴力集団の動向と対策	181
(1)	極左暴力集団の動向	181
(2)	極左暴力集団対策の推進	181
第3項	右翼の動向と対策	182
(1)	右翼の動向	182
(2)	右翼対策の推進	183
第4項	日本共産党等の動向	184
(1)	日本共産党の動向	184
(2)	日本民主青年同盟の動向	184
第5項	大衆運動の動向	185
(1)	原子力政策をめぐる運動	185
(2)	オスプレイ配備をめぐる運動	185
(3)	経済問題等を捉えた国内外の運動	185
(4)	我が国の捕鯨を取り巻く国内外の動向	185
(5)	雇用問題を捉えた運動	185

特高警察を継承する公安警察

・戦前に猛威をふるった特高警察は、1945年10月にGHQ人権指令で廃止され、特高警察官は公職追放された。しかし同年12月には、中央に「公安課」、地方には「警備課」の名で復活した。

・1946年になると「逆コース」で、反共を存在目的とする「公安警察」が全国に配置され始める。1950年には追放解除された元特高警察官が公安警察に大量に復帰。(米国でマッカーシズム旋風)

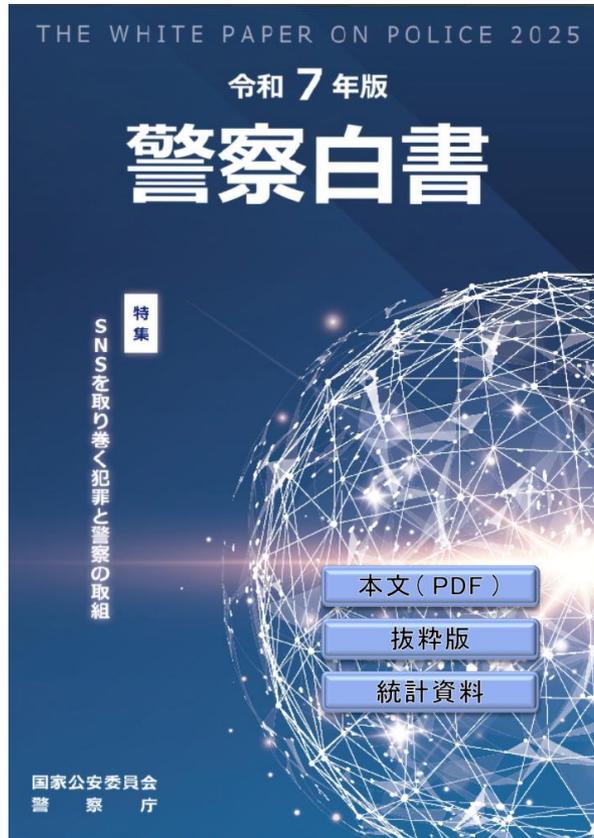
・1947年、「自治体警察」を基本とする警察法制定(→公安警察の居場所は「ない」)。しかし小規模「自治体警察」は機能しなかった。

↓ (1952年、破壊活動防止法(破防法)成立。公安調査庁設置)

・1954年、警察法「改正」→事実上の国家警察への回帰。公安部門は、警察庁警備局が直接末端に指示・指令を行うのが実態となる。

・「警察白書」(警察庁)や「焦点」(警察庁警備局)の刊行物でも、左翼政党(政治団体)、労働運動、大衆運動(市民運動)敵視を露わにしている。

公安警察の主任務は(犯罪捜査ではなく)情報収集 「(反政府的)団体」「外国(仮想敵国)」を対象



警察庁「警察白書」の他に、毎年、警察庁警備局が「焦点－治安の回顧と展望－」を刊行



こんなことが、なぜ社会的に「問題」にされてこなかったのか？

焦点 (2025. 3発行) 目次から

第2章 公安情勢

1	オウム真理教	9
2	極左暴力集団	13
3	右翼及び右派系市民グループ	18
4	日本共産党	22
5	大衆運動	24
6	ローン・オフエンダー等	29

民青、全労連

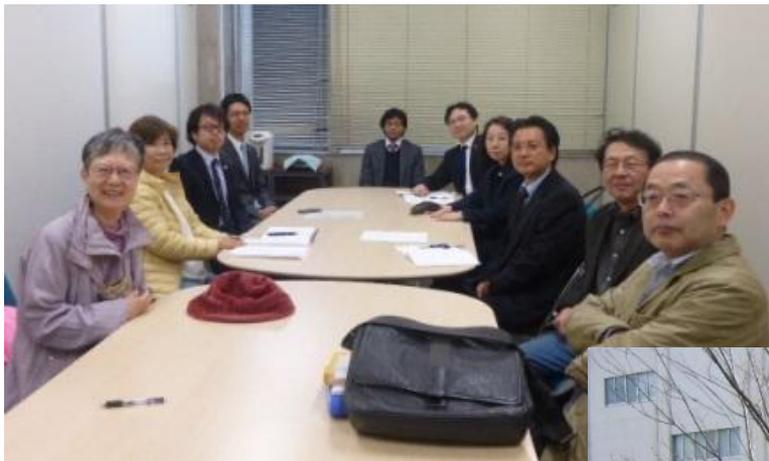
反原発運動、平和安全法制、環境保護、反戦、入管法改正、インボイス制度導入、イスラエル・パレスチナ情勢、G7広島サミット、沖縄県内の反基地運動

第3章 外事情勢

1	中国	31
2	ロシア	36
3	朝鮮半島	41
4	経済安全保障に関する取組	49

大川原化工機事件を捏造した実績

4. 国家賠償請求訴訟提訴 ～1審岐阜地裁判決



2016.12.21
岐阜地裁に提訴



2014.4.15 個人
情報開示請求「存否
応答拒否」に対する
審査請求 口頭意見
陳述に臨む



2022.2.21
← 一審判決
岐阜地裁前にて

岐阜地裁判決より
↓

「原告らの活動により公共の安全や秩序維持に**危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえない。**」「**必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質といわざるを得ない**」

「原告らの活動が**市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。**…上記のような**万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。**」

5. 名古屋高裁判決(2024.9.13) … 確定



← 2024.9.13 名古屋高裁前

2024.10.1
岐阜県警から
各原告への通知

→

監第 252 号

令和 6 年 10 月 1 日

近藤 ゆり子 殿

岐阜県警察本部長



令和 6 年 9 月 13 日付け名古屋高等裁判所の判決（令和 4 年（ネ）第 287 号）については、上告又は上告受理申立てを行わないことといたしました。

また、同判決別紙 1 「物件目録 1」記載 3(4)の情報は、令和 6 年 10 月 1 日に抹消しました。

なお、岐阜県警察においては、上記の旨を令和 6 年 10 月 2 日午後 4 時に広報いたしますことを御承知おきください。

2024.10.2

原告・弁護団「もの言う」自由を守る会 声明から

- ・参議院内閣委員会において…警察庁警備局長は、本件は「通常行っている警察業務の一環」であると答弁している。それが、裁判所において違法と判断されたことの重大性を認識すべきである。
- ・名古屋高裁判決は、警察法を根拠にした情報収集活動を行うのであれば、その目的、必要性を警察側が具体的に主張・立証しなければならないとした。これは、今後、同種の情報収集・保有・利用に関して、公安警察に…枷をはめたものと考えられる。
- ・本件を地方の一事件とみなし、矮小化することは許されない。

名古屋高裁判決の市民運動評価－1

《…健康等に影響を受ける可能性のある私人が、その問題点を認識し、これを具体的に指摘して、計画の中止や改善等を求める…ため…**連携したり、協力者を募ったり、勉強会を開いたり、専門家を招いたり、法律家に依頼したり、意見を表明したりするなどの活動が必要**となってくるのである。したがって、このような活動は、**国民が、自らの権利を侵害されないようにするために、当然に認められなければならないものであり、憲法によっても、集会・結社・表現の自由（21条1項）などとして保障されている**ものである。…このような活動が市民運動に発展したとしても、何ら犯罪行為等の恐れが生じるものではなく、マスコミ等や、場合によって地方議会等で取り上げられるなどすれば、**より透明性のある、公共の場での実質的な議論が可能となるし、より広い地域の住民や国民全体のこのような問題への関心が高まる**ことも期待できるから、むしろ社会的にも望ましいことであるといえる。》（36・37頁）

名古屋高裁判決の市民運動評価－2

《一審被告県は、大垣警察の警察官らが使っていた「市民運動」という単語を「大衆運動」と言い換え…、大規模かつ無秩序な「大衆運動」が展開される危険性を秘めているなどと主張した上、…本件風力発電事業への反対も、反対運動の拡大へと発展したりするおそれがあったから、大垣警察が行った本件における情報収集活動にも、その必要性は認められるなどと主張する。…このような主張によれば…結局は、市民運動全てを危険視して、その情報を収集し、これを監視する必要があるということになってしまふのである。このように、市民運動やその萌芽の段階にあるものを際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けるということが、憲法（21条1項）による集会・結社・表現の自由等の保障に反することは明らかであり、一審被告県の主張によれば、反対運動が正当なものであればあるほど捜査機関の情報収集及び監視の対象になってしまふのであり、少なくとも大垣警察及び岐阜県警に関する限り、実際にもそうである可能性が高い。》（56頁）

名古屋高裁判決の市民運動評価－3

《そもそも市民運動が広がれば違法行為や近隣住民らとのトラブルが発生するとの経験則はない…一審原告らが行ってきたこれまでの活動をも、何ら犯罪性や、公共の安全や秩序に対する危険性も認められない…本件風力発電事業に対する反対運動が広がったとしても、公共の安全や秩序の維持が損なわれるような事態が生じるような可能性は全くうかがわれない…一審被告県の上記のような主張は、市民運動一般に対する誤った理解に基づく独自の見解といわざるを得ないのであって、到底採用することができない。》 (57頁)

《大垣警察の警察官らが、シーテック社の社員らからの、…要請を了解していることからすると、むしろ、シーテック社及び大垣警察が、相互に交換した情報を利用した情報操作等によって地域住民を分断させ、住民間のトラブルを発生させようとしているものといえるのであり、「平穏な大垣市」が維持されないようになり、公共の安全や秩序が害されることにもなり得るのであって、まさにマッチポンプともいい得るものである》 (57・58頁)

名古屋高裁判決が指摘する 「監視／情報収集の何が問題か」－ 1

萎縮効果

《私人が発信した自己の情報を公権力が広く収集し、分析しているとすると、私人が自ら情報発信すること自体を躊躇する可能性があるし、情報発信する内容についても、公権力がこれを収集していることを前提とした内容にしてしまう可能性があるのもであって、いずれにせよ、私人が自らの行動に対する心理的抑制が働き、少なくとも自由な情報発信に対する事実上の制約が生じることは明らかであって、憲法で保障された表現の自由（21条1項）や内心の自由（19条）に対する間接的な制約になるのである。》（48頁）

名古屋高裁判決が指摘する 「監視／情報収集の何が問題か」 - 2

人間関係分断

《そして、公権力が、ある者の個人情報収集しているということは、その者と接触する者の個人情報や、その者が所属する団体ないしグループ等の情報も公権力によって収集されることになるから、そのような者との交友を避けたり、そのような者がグループ等に入ることを嫌ったりすることが考えられるのであって、現実的な社会生活への影響を生じさせるものといえるのである。》(49頁)

名古屋高裁判決が指摘する

「監視／情報収集の何が問題か」－ 3

虚像形成・冤罪

《公権力が、本人の知らないまま、特定の個人に関する個人情報 を …、多数収集してこれらを集積し、分析し、保有するなどすれば、当該個人の**実際**の人間像（人物像）とは異なる人間像がその中で形成され、これが独り歩きして、誤った個人情報に基づく措置等を行ってしまう可能性がある。…このような個人情報の収集及び保有等を警察組織が行った場合には…正確性を欠く情報…に基づき、**監視の対象とされたり、犯罪捜査の対象として取り上げられたりして、誤認逮捕等の身柄拘束が生じる可能性も否定できない。**》(49頁)

6. 反省していない警察、 市民監視と言論封殺を強める政府

警視庁公安部長
各道府県警察本部長 殿

原議保存期間	1年(令和8年3月31日まで)
有効期間	二種(令和7年10月2日まで)

警察庁丁備企発第210号、丁公発第67号
丁外事発第186号、丁国テ発第265号
令和6年10月3日
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局公安課長
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

適切な情報収集活動について（通達）

平成25年から平成26年にかけて岐阜県大垣警察署の警察官が、風力発電施設の建設事業をめぐる、事業者と意見交換を行った一連の対応に係る国家賠償請求等訴訟については、本年9月13日、名古屋高等裁判所において、当該警察官の行為が違法であった等とする内容の判決が言い渡されたところ、警察としては今般の判決を重く受け止める必要がある。

今回の判決は、警察法第2条に基づく情報収集活動それ自体を否定するものではなく、いずれにしても、同条に基づく情報収集活動は、目的の正当性、行為の必要性及び相当性という基本原則を遵守し行われるべきことは当然であり、各位にあっては、この点を踏まえ、引き続き、適切に情報収集活動を行うこととされたい。

また、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき、その適正を図られたい。

2025年は治安維持法制定から100年 「スパイ防止法」制定、「国家情報局」創設の動き

- ・2025年通常国会で「能動的サイバー防御法」成立
（警職法(警察官職務執行法)も一部改正)
- ・高市政権 自・維 連立合意
「インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務」
→ 国家情報局創設、スパイ防止法制定

カミソリ後藤田(=後藤田正晴。官房長官を歴任、元警察庁長官)は言った。

「日本の政治家には情報機関のコントロールはできない(から情報機関もスパイ防止法もつukらない)」。

7. 名古屋高裁判決を活かし、広げる

行政などに反対すれば「目をつけられる」…何となく「当たり前だ」と思ってきませんでしたか？

《賛成、反対いずれの立場に立って運動等を行うなどしても、非難されるべきものではない。…むしろ推奨されるべきもの》(34頁)

市民運動を高く評価する名古屋高裁判決

VS

市民運動を敵視する公安警察

「もの言う」自由を手放さないために

2025.10.30 風媒社から刊行

書店(リアル・通販)、風媒社HPからお求め下さい

「もの言う」自由を守る会編

「もの言う」自由を手放さないために

大垣警察 市民監視事件

岐阜県警が個人情報漏洩
風力発電 反対派らの学歴・病歴

大垣警察 市民監視事件

「もの言う」自由を手放さないために

ISBN978-4-8331-1167-6
C0036 ¥1800E
定価1,800円+税
風媒社



「公安警察のあり方自体に
警鐘を鳴らす判決」井戸謙一(弁護士)

警察が風力発電事業者に市民のプライバシー情報を無断提供し、警戒を促す——。新聞スクープによって明るみに出た事件の裁判を通じて、公安警察による〈市民監視〉の実態が浮かび上がる。

風媒社

「もの言う」自由を守る会編

裁判官にとって、警備公安警察は、アンタッチャブルに近い。その活動の当否を判断することは、国の政策の間の部分に手を突っ込んでいく感覚がある。……判決は、これに聴することなく、大垣警察署警備課の市民運動に対する情報収集活動を違法と断じ、収集した個人情報の抹消を命じた。……判決文を読むと、裁判官は、単に原告らを救済することだけでなく、日常的に市民運動を敵視して、情報収集や介入などを繰り返している警備公安警察のあり方自体に対して警鐘を鳴らすことを意図しているように窺える。ここまで踏み込む判決は極めて珍しい。——井戸 謙一(弁護士・元裁判官)

ご静聴、ありがとうございました